改正後

第６号様式（第26条、第28条関係）（第４面）　（日本産業規格Ａ列４）

記載要領

１　※欄には、記載しないこと。

２　第１面上方の 申請者 届出者 欄には、氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）を記名押印又は署名のいずれかにより記載すること。

３　３欄から７欄までには、８欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。

４　許可証の再交付を申請するときの記載方法

(1)　表題「船員派遣事業変更届出書」及び「船員派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」、第１面上方の２から５までの全文並びに「届出者」 の文字を抹消すること。

(2)　８欄及び10欄には記載しないこと。

(3)　収入印紙を申請書の正本にのみ貼り、消印はしないこと。

５　船員派遣事業において、８欄の③、④又は⑦の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「許可証再交付申請書」及び「船員派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」、第１面上方１及び３の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。また、８欄の③又は④の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第１面上方の４の全文を、８欄の⑦の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第１面上方の５の全文を抹消すること。

(2)　８欄の③又は④に係る変更の届出をしようとする場合には、６欄及び７欄には記載しないこと。

(3)　８欄には、変更に係る事項のみを記載すること。

(4)　８欄の③、④又は⑦に係る変更の届出をしようとする場合において、変更後の者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合、８欄の⑨に該当する全ての者の氏名及び該当者の種別（１　届出者（届出者が未成年の場合、その法定代理人を含む。）、２　役員（法人のみ。役員が未成年の場合、その法定代理人を含む。）、３　派遣元責任者）を記載すること。なお、該当者の種別について、複数の種別に該当する場合は、全ての番号を記載すること。

(5)　９欄には記載しないこと。

(6)　８欄の④又は⑦に係る変更の届出をしようとする場合には、10欄には記載しないこと。

(7)　収入印紙を貼る必要はない。

６　船員派遣事業において、８欄の①、②、⑤又は⑥の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法

(1)　表題「許可証再交付申請書」及び「船員派遣事業変更届出書」、第１面上方１、４及び５の全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。

(2)　８欄の①、②に係る変更の届出をしようとする場合には６欄及び７欄には記載しないこと。

(3)　８欄には、変更に係る事項のみを記載すること。